

ワンデーレスポンス実施要領【試行用】

本要領は、水戸市が発注する工事においてワンデーレスポンスを試行する際に適用する。

第1編 実施目的

1. 工事の効率化

現場の手待ちを減少させ、効率的な現場施工を行うことを目的とする。

これにより工事目的物の品質向上や現場での安全確保、現場におけるトラブルの拡大防止などが期待できるとともに、現場での作業が早期に完了することにより、現場周辺の住民に対する工事の影響の最小化や、事業効果の早期発現などが期待できる。

2. 品質確保への取組強化

監督員の速やかな意思決定が要求されることにより、受発注者間や発注者内部におけるコミュニケーションの活性化や、監督員の技術力向上、発注者内における技術の伝承の円滑化などを目的とする。

第2編 対象工事

設計金額が300万円以上の工事について行うものとする。

第3編 実施方法

1. 基本は「即日対応」

ア. 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」とする。

イ. 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上「回答期限(レスポンスタイム)」を予告するなど、次の段取りができるような回答を、その日のうちにする。

ウ. 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

エ. 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、上司に相談した上で回答する。

オ. 受注者から適切な資料等による報告を早期に受けることが必要であるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

2. 組織体制に即した方法での実施

ア. 現場の監督体制に即した方法を検討し、ワンデーレスポンスを実施することとする。

第4編 実施における留意点

ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に迅速に対応し、効率的な監督業務を行うための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。ただし、受注者にも現場の問題点、協議事項等について速やかに報告又は資料の提出を求めるため以下の点に留意して実施すること。

1. 特記仕様書への記載

【特記仕様書の参考記載例】

ワンデーレスポンスの実施

1. 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問又は協議に対し「その日のうちに」回答することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を「その日のうち」に連絡することにより、現場の手待ちを減少させる取組みである。

ワンデーレスポンスの実施にあたっては、現場での作業期間の短縮や工事成果物の品質向上のため、受発注者が協力して現場の課題等に取り組むものとする。

2. 現場代理人は、現場調査及び設計図書の照査が完了した後、現地と設計図書との整合性、今後施工を進める上で支障となり得る事項等について、現場での作業開始前に発注者と協議し、共有しておくものとする。

3. 現場代理人は、現場で発生した問題が発注者側に確認すべき内容であれば、速やかに監督員に質問するものとする。ただし、監督員への質問又は協議は、受注者側で精査した上で行うものとし、原則、相談票(様式第2号)を用いて協議するものとする。

4. 現場代理人は、監督員の回答が十分でない場合には、再度監督員に質問し、又は協議することができる。

5. 現場代理人は、質問回答一覧表(様式第1号)に必要事項を記入し、工事完成書類とともに提出するものとする。

第5編 その他

1. 本取組の円滑な実施

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。

附則

この要領は、平成25年 7月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。